

東広島市社会福祉協議会 福祉器具貸出（利用）要綱

（目的）

第1条 在宅の高齢者や身体に障害のある方など、緊急時に必要な福祉器具を貸し出すことによって、利用者の健康維持を図るとともに介護者の介護負担を軽減することを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 貸出対象者又は申請者は、市内在住で福祉器具を必要とする在宅の個人とする。

（貸出期間）

第3条 貸出期間については、一週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（申請及び許可）

第3条 申請は、福祉器具貸出（利用）申請書兼許可証により、貸出（利用）を希望する本人又は希望する本人に代わって申請ができるもの（以下「借受者」という。）が記入することによって行う。

2 申請があったときは、すみやかに申請内容を確認して、貸出（利用）に該当する場合に借受者に対して、所定の手続きを行い、福祉器具貸出申請書兼許可証を発行し、福祉器具貸出を行うものとする。

（利用料）

第4条 福祉器具の貸出（利用）に係る利用料は、無償とする。ただし、次項のとおり返却に伴う費用が、必要な場合は、借受者の自己負担とする。

2 申請者は、返却時に次の実費が必要な場合は、返却実費を業者に支払うものとする。

（1）一週間を超えての利用

（2）洗浄・消毒料

（3）点検料

（4）その他の費用がかかる場合はその実費

（器具の保守）

第5条 借受者は、福祉器具の使用にあたり、貸出時の説明及び注意を守り常時正常な状態で使用しなければならない。

2 借受者は、社協の許可なく物品に改造などの変更を加えてはならない。また、物品およびその付属物を棄却してはならない。

3 借受者は、利用中に生じた福祉器具の損害および消耗については、その状態を社協に届けた上、その回復にかかる費用を負担しなければならない。

（返却）

第6条 福祉器具は、貸出期間が満了した場合、すみやかに返却するものとする。なお、続けて使用する場合は、新たに申請を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて借受者と社協の協議の上、これを定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

2 福祉器具貸出要領（平成10年4月1日）は廃止する。

3 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

4 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

5 この要綱は、令和7年1月1日から適用する。